

日本学生支援機構奨学金 給付奨学生採用候補者

自宅外月額支給に係る手続きについて

大学入学前に日本学生支援機構奨学金を申し込み、給付奨学生採用候補者となった方で自宅外から通学をされる方は「通学形態変更届」を日本学生支援機構に提出し、審査後、自宅外通学が認められた方から自宅外月額の支給が開始されます。

1. 対象者

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知(下の画像用紙)で給付奨学金の項目に候補者決定、支援区分や○が書かれている方が対象です。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (ガ ツウウツ ミホ)		様

* 99999901 #5999999

交付書類コード = F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する	
選考結果	給付奨学金(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
	支援区分：第Ⅰ区分	ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
		候補者決定	候補者決定	候補者決定
	要件確認(※2)	○	○	○
	国籍・在留資格等	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	
マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	
その他必要書類の提出(※3)	○	○	○	

※採用候補者決定通知において、支援区分：第Ⅳ区分(私立理工農)に採用された方は、**京都美術工芸大学は私立理工農には該当しないため、給付奨学金対象とはなりません**ので、ご注意ください。

選考結果	給付奨学金(※4)
	候補者決定
	支援区分：第Ⅳ区分 【私立理工農○】

※第Ⅳ区分(私立理工農)に採用された方、また新規で奨学金を申請される方は4月中旬頃から申込開始の在学採用で申し込むことができます。詳しくは新入生ガイダンス、HP等でご確認ください。

2. 自宅外通学申請の手続きの流れ

4 月支給希望の手続きの流れ

- ① **3月18日(火)**までに※¹「通学形態変更届」および自宅外通学要件確認チャートを行い、該当する※²各証明書類と一緒に大学に提出(郵送/持参)
- ② 大学で書類のチェックを行い、日本学生支援機構に送付(不備があった場合は5月支給へ)
- ③ **4月21日(月)**に初回振込(自宅外通学申請許可)

5 月支給希望の手続きの流れ

- ① **4月18日(金)(変更の場合あり)**までに※¹「通学形態変更届」および自宅外通学要件確認チャートを行い、該当する※²各証明書類と一緒に大学に提出(持参のみ)
- ② 大学で書類のチェックを行い、日本学生支援機構に送付(不備があった場合は6月支給へ)
- ③ **5月16日(金)**に初回振込(4、5月分振込、自宅外通学申請許可)

※¹「通学形態変更届」の用紙は大学 HP に掲載されているものをご使用ください。

※²各証明書類は※¹「通学形態変更届」の2枚目の自宅外通学要件確認チャートの対象区分によって、提出する証明書類が異なります。

3. 支給金額について

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、下表の金額(月額)が原則として毎月振り込まれます。自宅通学・自宅外通学の取扱いは(注1)～(注3)を確認してください。

支援区分は毎年10月に見直しが行われます。(家計の適格認定)

※給付奨学金第Ⅱ・第Ⅲ区分の方で多子世帯の場合、授業料等減免(年額)は第Ⅰ・Ⅳ区分(多子世帯)に該当します。

給付奨学金			授業料等減免(年額)	半期分	第一種貸与奨学金(併給調整)	
支援区分	自宅通学	自宅外通学			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	700,000円	350,000円	0円	0円
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	466,700円	233,400円	0円	0円
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	233,400円	116,700円	21,700円	19,200円
第Ⅳ区分(多子世帯)	9,600円	19,000円	700,000円	350,000円	0円	0円

(注1)生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表の金額とは異なりますのでご注意ください。

(注2)「自宅通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます。(生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります。)

(注3)「自宅外通学」とは、以下1～5のいずれかに該当し、かつあなたが生計維持者のもとを離れて、あなたもしくは生計維持者が家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

1. 実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
2. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
3. 実家から大学等までの通学費が付き1万円以上(目安)
4. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上あって、通学時間帯に利用できる交通機関の運航本数が1時間あたり1本以下(目安)
5. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合